

最近における外国人技能実習生の労働条件確保のための監督指導及び送検の状況

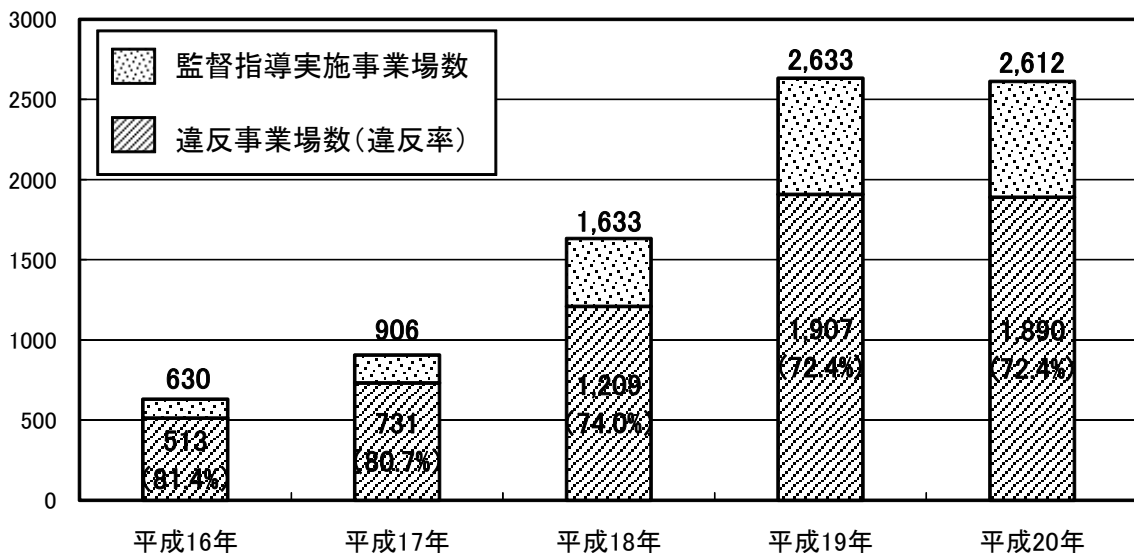
労働基準局においては、外国人技能実習生の適正な労働条件確保に重点的に取り組んでいるところであり、全国の労働基準監督機関において、平成20年に外国人技能実習生受入れ事業場に対し2,612件の監督指導を実施するとともに、外国人技能実習生に係る労働基準法等労働基準関係法令違反により36件の送検を行ったところである。

このように、外国人技能実習生の労働条件については、依然として問題が認められることから、労働基準監督機関においては、適正な労働条件の確保に向けて取り組んでいるところであるが、出入国管理及び難民認定法(入管法)の改正をも踏まえ、事業主に対する法令の周知徹底を図るほか、積極的に監督指導を実施し、指導に従わないあるいは法違反を繰り返すなど悪質な事業場に対しては送検を行うなど、今後とも、厳正に対応していくこととしている。

1 監督指導状況

- (1) 平成16年以降において、労働基準監督機関が外国人技能実習生の受入れ事業場に対し監督指導を実施した事業場数及び違反事業場数は以下のとおりである。

<注>違反は外国人技能実習生受入れ事業場に認められたものであり、日本人労働者に係る違反も含まれる。

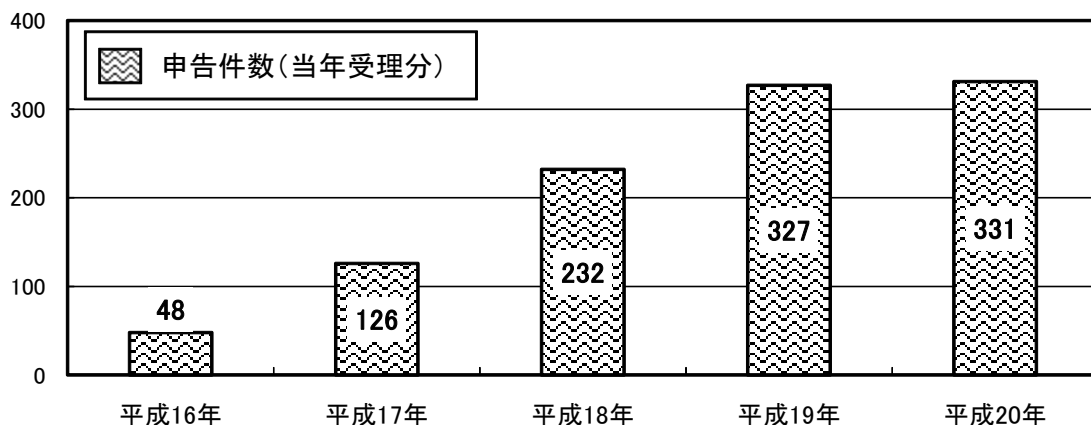


- (2) 平成20年における主な違反内容は次のとおりである。

主な違反内容	違反事業場数(違反率)
労働時間 (労働基準法第32条)	816 (31.2%)
割増賃金不払 (労働基準法第37条)	696 (26.6%)
賃金不払 (労働基準法第24条)	430 (16.5%)
労働条件の明示 (労働基準法第15条)	289 (11.1%)
寄宿舍関係 (労働基準法第96条)	188 (7.2%)
安全衛生関係 (労働安全衛生法関係)	780 (29.9%)
最低賃金 (最低賃金法第4条(旧5条))	182 (7.0%)

2 申告状況

- (1) 平成16年以降において、労働基準監督機関に対して外国人技能実習生から労働基準関係法令違反の是正を求めてなされた申告件数は以下のとおりである。



- (2) 平成20年における主な申告事項は次のとおりである。

主な申告事項	申告事項別の申告件数
賃金不払 (労働基準法第24条、第37条等)	283
解雇の予告等 (労働基準法第20条等)	30
労働時間等 (労働基準法第32条等)	9
最低賃金 (最低賃金法第4条(旧5条))	63

(注) 申告事項が2つ以上ある場合は、各々に計上しているため、各申告事項の合計と申告件数とは一致しない。

- (3) 平成20年における申告事例は次のとおりである。

事例1:通訳を確保し、多額の賃金不足額が支払われたもの

【輸送用機械等製造業に勤務している中国人技能実習生6名から、最低賃金及び割増賃金に係る申告がなされた事例】

この申告を受けて、労働基準監督機関が臨検監督を行った結果、申告者6名を含む事業場の技能実習生16名の3か月間から1年10か月間の賃金について、最低賃金額に満たない月額7万円(1時間当たり約400円)しか支払わなかったこと、割増賃金が1時間あたり500円であることなど、最低賃金法第5条(現第4条)及び労働基準法第37条違反等が確認されたことから、使用者に対して是正勧告を行い、賃金の不足額計約1,300万円が支払われたもの。

本事案については、申告者の中に日本語を十分に解する者がいなかったが、通訳を確保し、これを介して事情聴取を行うとともに、その内容を基に事実関係の確認に努めた結果、多額の遡及払いが行われることとなった。

事例2:帰国した技能実習生から行われた申告について、丁寧な対応に努め解決に至ったもの

【機械器具製造業に勤務していたベトナム人技能実習生から、解雇予告に係る申告がなされた事例】

この申告を受けて、労働基準監督機関が臨検監督を行った結果、解雇予告又は予告手当の支払なく即時解雇されており、労働基準法第20条違反が確認されたことから、使用者に対して是正勧告を行い、解雇予告手当約17万円が支払われたもの。

本事案については、帰国した後にベトナムから日本語のできる親族を介して文書により申告がなされたものであるが、帰国した申告者が処理経過を承知することが困難であることから、申告者が不安感を生じることのないよう、当該親族を通して処理経過を説明するなどの対応を行った。

事例3：市役所と連携し、円滑な処理が行われたもの

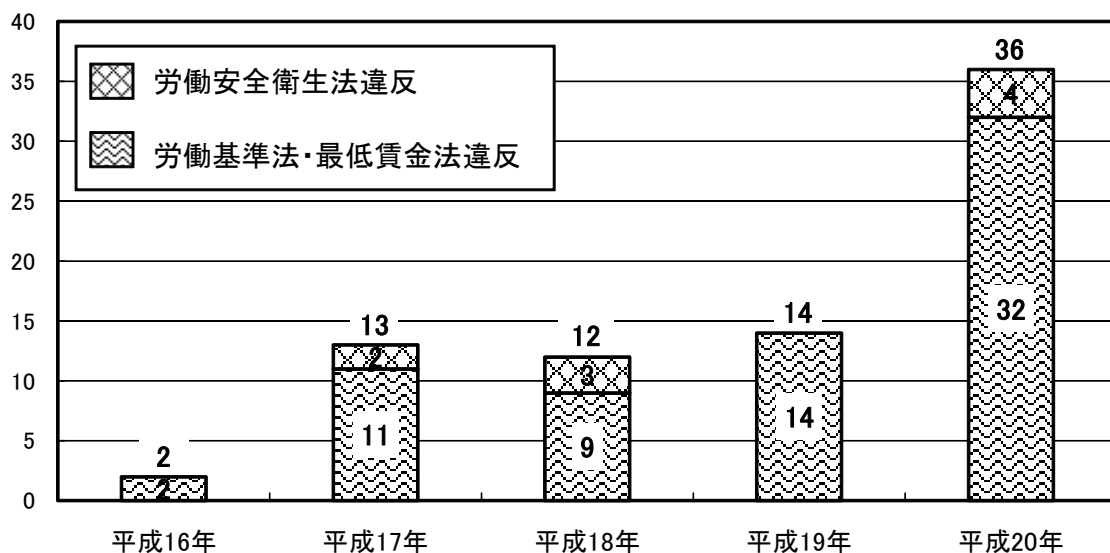
【縫製業に勤務している中国人技能実習生から、最低賃金及び割増賃金に係る申告がなされた事例】

この申告を受けて、労働基準監督機関が臨検監督を行った結果、申告者を含む技能実習生6名の1年3か月間の賃金について、最低賃金額に満たない月額6万円（1時間当たり約320円から約380円）しか支払わなかったこと、割増賃金が1時間あたり450円であること、賃金支払期日が一定していないことなど、最低賃金法第5条（現第4条）、労働基準法第24条及び第37条違反等が確認されたことから、使用者に対して是正勧告を行い、賃金の不足額計約620万円の支払がなされたもの。

本事案については、当初、市役所の相談担当部署に相談がなされ、中国語ができる相談員の助言により、労働基準監督機関に申告がなされたものであるが、申告後においても、市役所と連携し、当該相談員を介して申告者に対して事情聴取や処理経過の説明を行うなどにより、円滑な処理が行われた。

3 送検状況

- (1) 平成16年以降において、労働基準監督機関が外国人技能実習生に係る労働基準関係法令違反により送検した件数は次のとおりである。



- (2) 平成20年における送検事例は次のとおりである。

事例1：倒産した企業の技能実習生に対する賃金不払について送検を行ったもの

【縫製業を営むA社及び同社代表取締役Bについて、ベトナム人技能実習生に係る労働基準法違反及び最低賃金法違反の疑いで送検した事例】

被疑者Bは、8か月の間、

- ① ベトナム人技能実習生16名を含む労働者21名に対し、賃金について、所定支払日である翌月末日に支払わなかった（労働基準法第24条違反）
- ② ベトナム人技能実習生16名に対し、時間外労働の割増賃金について、時間額400円しか支払わず、法定の割増賃金を支払わなかった（労働基準法第37条違反）
- ③ ベトナム人技能実習生16名に対し、最低賃金額に満たない月額6万5千円から7万5千円（1時間当たり約380円から約430円）しか支払わなかった（最低賃金法第5条（現最低賃金法第4条）違反）

もの。（被害額は、合計約3,090万円）

本事案については、A社は事実上倒産しており、不払賃金は、未払賃金の立替払制度により立替払がなされている。

事例2: 技能実習生の死亡災害に関して、送検を行ったもの

【輸送用機械器具製造業を営むA社及び同社代表取締役Bについて、中国人技能実習生に係る労働安全衛生法違反の疑いで送検した事例】

被疑者Bは、玉掛けの業務に係る資格を持っておらず、また、つり上げ過重が0.5トン以上3トン未満のクレーンの運転の業務に係る特別教育を受けていない中国人技能実習生に、つり上げ荷重2.8トンの天井クレーンに係る

- ① 玉掛け作業(労働安全衛生法第61条違反)
- ② 同クレーンの運転(労働安全衛生法第59条違反)

を行わせたもの。

本事案については、当該技能実習生は、同作業において、倒壊した荷(重さ1.1トン)の下敷きとなり死亡した。

事例3: 一次受入れ団体代表者らの中間搾取について、強制捜査を実施し、送検を行ったもの

【一次受入れ団体代表理事A、同団体顧問B及び同団体事務所長Cについて、中国人技能実習生の就業に関する中間搾取に係る労働基準法違反の疑いで送検した事例】

被疑者A、B及びCは共謀して、同団体傘下の受入れ事業場2社に中国人技能実習生6名を就労させるに際して、同団体が管理していた技能実習生名義の預金口座に受入れ事業場から技能実習生らの賃金を振り込ませ、同口座から無断でその一部(計約130万円)を引き出し、これを利得し、もって業として他人の就業に介入して利益を得たもの(労働基準法第6条違反)。さらに、被疑者Aは、同様に、受入れ事業場10社の技能実習生44名の賃金についても、自らが技能実習生の各預金口座を管理し、同口座から無断でその一部(計約1,300万円)を引き出し、これを利得し、もって業として他人の就業に介入して利益を得たもの(労働基準法第6条違反)。

本事案については、同団体傘下の受入れ事業場D社の最低賃金法違反に関する捜査の過程で、搜索差押を行い、同団体による労働基準法違反(中間搾取)の容疑が判明したため、同団体に対しても搜索差押を行い、送検したものである。なお、D社及び同社代表取締役Eについては、最低賃金法及び労働基準法違反の疑いで送検している。

事例4: 証拠隠滅を図った被疑者を逮捕し、送検を行ったもの

【縫製業を営むA事業場の代表者B及び共同経営者Cについて、中国人技能実習生に係る労働基準法違反の疑いで、送検した事例】

被疑者Bは、被疑者Cと共謀し、中国人技能実習生2名に対し、9か月の間、

- ① 時間外労働・休日労働に関する協定の範囲を超えて時間外労働、休日労働を行わせ(労働基準法第32条・第35条違反)、
- ② ①の時間外労働、休日労働に対して、法定の割増賃金を支払わなかった(労働基準法第37条違反)

もの。(被害額は、合計約220万円)

本事案については、被疑者B及びCは、容疑を否認の上、証拠隠滅を図ったことから、両名を逮捕し、送検した。